

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第20回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成18年2月6日(月)15:00～17:00

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

(委員)

池田修,大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,金子良隆,佐藤久夫,田中成明,戸松秀典,新村保子,堀野紀,米本昌平(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成18年4月の出向からの復帰候補者等について
- 平成18年10月期の弁護士任官候補者について
- 平成18年下半期の判事の再任候補者について

(2)次回の予定について

5 議事

(1) 協議

協議に先立ち、退任した田尾委員の後任として池田委員が紹介された。

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成18年上半期の再任(判事任命)候補者並びに同年4月期の弁護士任官候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、及び指名の適否について当委員会が判断を留保していた平成18年4月期の弁護士任官候補者が任官希望を取り下げたことが報告された。

また、最高裁判所から、平成18年10月期の弁護士任官候補者、平成18年4月の出向からの復帰候補者等及び平成18年下半期の判事の再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

・ 平成18年4月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している者8人及び本年4月期の判事任命候補者4人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議された。また、出向からの復帰候補者のうち1人については、平成18年4月期に判事任命資格を取得することから、平成18年4月期に判事に任命すべき者として指名することの適否についても併せて審議された。審議の結果、出向からの復帰候補者のうち2人については、判事補に任命されるべき者として、その他の者については判事に任命されるべき者として、本年4月期の判事任命候補者については、いずれも判事に任命されるべき者として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成18年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、これまでも繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階から的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、当面は、弁護士に指名候補者名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。今回は、調停

官からの任官希望者も含まれており、常勤の判事・判事補と同様に、任官希望者が調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出されるものと考えられる旨の説明がなされた。庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、名簿、履歴書及び取扱い事件リストを送付し、5月31日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

・ 平成18年下半期の判事の再任候補者について

今回諮問された者について、審議の結果、重点審議者とはしないこととし、所管の地域委員会に対し名簿を送付し、指名の適否に関する特段の情報があれば5月31日までに情報収集の上、報告するよう要請することとされた。また、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、従前と同様に、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」という当委員会の考え方を伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう依頼することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会の日時は、追って指定することとされ、平成18年下半期の判事の再任候補者等について審議することとなった。

以上